

妊孕性温存療法の助成業務に関するQ & A

No	質問内容	回答
1	いつまでに申請すべきか	原則、妊孕性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内（4月1日から翌年の3月31日まで）です。ただし、「医療機関の証明書受領に時間がかかった」・「年度末に治療を行ったため申請する時間がなかった」など、遅れる理由が明確である場合は翌年度申請となっても許容しています。ただし、遅くとも4～5月初旬には提出してください。
2	過去に受けた妊孕性温存療法にかかった費用は助成してもらえるか	原則、妊孕性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内に申請を行う必要があることから、対象外とする。
3	本人確認書類は複数（住民票や運転免許証、マイナンバーカードなど）を用意する必要があるか	氏名、生年月日、住所がわかる公的書類であれば1種類で問題ございません。また、債権者登録書の本人確認書類と兼ねて構いません。 ただし、胚（受精卵）凍結に係る治療または温存後生殖医療の助成申請をする場合は、上記に加え戸籍謄本が必要となります。
4	他都道府県の医療機関で治療を受けた場合でも助成の対象になるか	その都道府県でその医療機関が、妊孕性温存療法研究促進事業の指定医療機関に指定されていれば対象となります。ただし、申請様式は兵庫県の様式で提出いただく必要があります。
5	申請書類を郵送ではなく、直接疾病対策課に届けに行ってもよいか	基本的に郵送でお願いしています。
6	領収書や診療明細書は提出する必要はないか	様式1-2、様式2-2で領収金額内訳を医療機関に記載いただいているので提出は不要です。
7	基本的のがんとなった者が助成対象となっているが、がん以外で妊孕性が低下する病気にかかったり、治療したりする場合は助成対象になるか。	妊孕性が低下する病気であること、治療により妊孕性の低下が想定されることがわかれば助成対象となりますが、その証明は様式1-3-1、1-3-2にて原疾患治療医療機関に証明していただく必要があります。
8	最近兵庫県に引っ越ししてきたが、引っ越し元の住所の都道府県に申請すればよいか、兵庫県に申請すればよいか	申請時点での住所の都道府県に申請いただくこととなるため、治療を実施したのが元の住所であったとしても、申請の際に兵庫県に住所をお持ちであれば兵庫県に申請いただけます。
9	医療機関に記載してもらう証明書の発行料金は助成の対象になるか	自費で発行いただく必要があります。精子凍結であれば助成上限額は25,000円なので、発行するための料金や手間を踏まえて申請しないという選択をした方も過去にいらっしゃいます。
10	申請書類が多い、分かりにくいのでそれぞれ説明してほしい。 <凍結保存の場合>	①様式第1-1号（申請者本人が記載） 必要事項を記入していただく。振込先口座は特に指定の銀行はなく、ネット銀行であっても問題ない。 ②様式第1-2号（妊孕性温存療法の治療実施医療機関が記載） 申請者自身で県が指定する指定医療機関に依頼する必要がある。 ③様式第1-3-1、1-3-2号（原疾患（がん等）の治療実施機関が記載） 申請者自身で原疾患治療実施医療機関に依頼する必要がある。以前に提出している場合は不要。 ④本人確認書類（申請者本人が用意） 住民票や運転免許証、マイナンバーカードなど。1つでよい。 ⑤婚姻関係が証明できる書類（胚（受精卵）凍結に係る治療を実施した方のみ）（申請者本人が用意） 戸籍謄本、両人の住民票など。事実婚の場合は「事実婚に関する申立書（様式第1-4）」 ⑥債権者登録書（申請者本人が記載） 様式第1-1号で記載した口座と同じ口座を記載すること。以前に提出している場合は不要。 ⑦委任状（申請者本人が記載） 申請者と妊孕性温存療法を受けた者が異なる、または申請者と振込先の口座名義が異なる場合に必要。 ただし、妊孕性温存療法を受けた者が18歳未満の場合は不要 ⑧様式第1-5号（妊孕性温存療法の治療実施医療機関が記載） 指定医療機関の指導に基づき、妊孕性温存療法の一部を連携医療機関で実施した場合は必要。基本的には不要。
11	申請書類が多い、分かりにくいのでそれぞれ説明してほしい。 <温存後生殖医療の場合>	①様式第2-1号（申請者本人が記載） 必要事項を記入していただく。振込先口座は特に指定の銀行はなく、ネット銀行であっても問題ない。 ②様式第2-2号（妊孕性温存療法の治療実施医療機関が記載） 申請者自身で県が指定する指定医療機関に依頼する必要がある。 ③様式第1-3-1、1-3-2号（原疾患（がん等）の治療実施機関が記載） 申請者自身で原疾患治療実施医療機関に依頼する必要がある。以前に提出している場合は不要。 ④本人確認書類（申請者本人が用意） 住民票や運転免許証、マイナンバーカードなど。1つでよい。 ⑤婚姻関係が証明できる書類（申請者本人が用意、 凍結保存とは違い提出必須 ） 戸籍謄本、両人の住民票など。事実婚の場合は「事実婚に関する申立書（様式第2-3）」 ⑥債権者登録書（申請者本人が記載） 様式第1-1号で記載した口座と同じ口座を記載すること。以前に提出している場合は不要。 ⑦委任状（申請者本人が記載） 申請者と温存後生殖医療を受けた者が異なる、または申請者と振込先の口座名義が異なる場合に必要。 ただし、温存後生殖医療を受けた者が18歳未満の場合は不要 ⑧様式第2-4号（妊孕性温存療法の治療実施医療機関が記載） 指定医療機関の指導に基づき、妊孕性温存療法の一部を連携医療機関で実施した場合は必要。基本的には不要。
12	申請書類の様式を郵送してきてほしい	兵庫県のホームページよりご自身で印刷していただき、記入してください。
13	健康増進課が実施している不妊治療における先進医療費の助成と重複して申請してもよいか	他制度との重複はできないため、左記の事業に限らず他の制度を利用して助成を受けている場合は当助成事業は利用できない。
14	凍結保存の助成回数は2回までとあるが、1回目と2回目の申請をまとめて提出してもよいか。またその場合、医療機関に記載いただく証明書は1回目と2回目で別々に用意する必要があるか。	まとめて申請いただいて差し支えない。また、本人に記載・用意いただく書類（様式1-1や2-1、本人確認書類など）や医療機関に記載いただく証明書（様式1-2、1-3-1、1-3-2、2-2）も、1回目と2回目の内容がわかる形で記載していただければ1枚にまとめて差し支えない。